

第十九部

第二回 参議院議院運営委員会會議録第三十一号

昭和二十三年五月一日(土曜日)

本日の會議に付した事件

○政治資金規正法案(衆議院提出)

午前十四時四十二分開会

○委員長(木内四郎君) 只今より會議を開きます。衆議院を通過しまして本委員会に付託されました政治資金規正法案について御審議をお願いしたいと思います。先ず法制部長から衆議院における本案の修正について御説明願いたいと思います。

○委員長(木内四郎君) 前に小委員会におきまして衆議院の側から説明のありました点とで、若干案が修正されました点だけを申上げて置きたいと思いましたが、先ず第三條の第一項に新らしい條文を置きまして政務の定義を加えたのであります。これが一つであります。それで元の第三條がその第二項になりまして、協會その他の団体の定義が第二項、第一項に政務の定義を入れたという点が一つであります。それから次に第八條の真中ごろに、元の案では「公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために」ということであつたのであります。その他の運動のために」というのを「その他の政治活動のために」ということにしました。ここはこの前も小委員会でもちよつと問題になつておりました。その他の運動」ということが非常に不明確じやないかという点で、「政治活動」ということになつたという点であります。それから次は三十九條罰則の点であります。

ます。二十四頁の三十九條に「左の各号に掲げる行為をした者は、これを三年以下の禁錮又は千円以上五万円以下の罰金に処する。その下に但書が新らしく入りまして「但し第一号乃至第三号、第五号若しくは第九号に掲げる虚偽の記入をした者又は第十号に掲げる虚偽の報告若しくは資料を提出した者に対する罰金は五万円以上五万円以下とする」ということになりまして、虚偽の記入乃至報告については、元の案よりも罰金を重くして、最低千円を五千円にしたという点で、但書が新らしく入つたという点が一つであります。それから最後に三十頁の四十八條で、「本章の罪の時効は、二年を経過することに因り完全する」とあります。が、元の案では三年とありましたのを二年ということに修正したことであり、その他は大体字句の訂正の点であります。一々説明いたしますと長くなると思ひますから、省略いたしますが、大体主な点は以上の通りであります。

○委員長(木内四郎君) ちよつと速記を止めて。

(速記中止)

○委員長(木内四郎君) 速記を始めます。それではこの政治資金規正法案は、予ねて当委員会において小委員会を設けて審議して貰つておつたのであります。が、衆議院の方から修正して参りましたこの法案を、先の小委員会に付託して、更に御審議願つたら如何かと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。

○藤井新一君 そうすると、小委員では大体いつまでにこれを審議し終らなければいかんか、第二國會は七日を以て終了することになります。その間における我々の審議は如何にすればいいか、お伺ひしたいと思ひます。

○委員長(木内四郎君) 如何でしょうか、只今の藤井委員の御発言に対して何か御意見がありますか。ちよつと速記を止めて。

(速記中止)

○委員長(木内四郎君) 速記を始めます。別に期限を付するといふような考へは毛頭ありませんけれども、成るべく速かに、而も慎重に御審議願つたら如何かと思ひます。若し他に何か問題がありまじければ、今日はこの程度で散會したいと思ひます。

○竹下重次君 会期の問題ですが、緑風会の態度は決まりましたから、この際緑風会の態度を御報告して置きたいと思ひます。

○委員長(木内四郎君) まだ他の方がよく決まつておらんようですが、如何ですか。

○竹下重次君 彼は決まつていないでも、決まつた方から御報告申上げた。私の方で考えますのは早く決まないうといふと、七日という日はもう迫つておりますから、一日でも早くこちらの方を決めて、早く政府の方に知らせてやるということが親切だろうと思ひます。

○委員長(木内四郎君) 緑風会においては、すでに態度をお決めになつていようであります。まだ他の会派の方ではお決まりではないようであります。昨日も申しましたように、各派においては更に協議をして頂いて、

又衆議院の方の模様も眺めまして、成るべく速やかに、早い機会にこの委員会において御決定願うようにいたします。と思ひます。この委員会は、若しよければ散會したいと思ひます。

○委員長(木内四郎君) それでは本日この程度で散會いたします。午前十四時五十四分散會。出席者は左の通り。

委員 木内 四郎君

藤井 新一君

河井 彌八君

竹下 重次君

島 清君

塚本 重蔵君

松本 治一郎君

浅岡 信夫君

黒川 武雄君

平沼 彌太郎君

門屋 盛一君

櫻内 辰郎君

木下 辰雄君

事務局側
参事
(法制部長) 川上 和吉君
四月三十日本委員会に左の事件を付託された。
一、政治資金規正法案(衆議院提出)
政治資金規正法目次
第一章 総則
第二章 政務、協會その他の団体

第三章 公職の候補者
第四章 政党、協会その他の団体
及び公職の候補者以外の者

第五章 報告書の公開

第六章 寄附に関する制限

第七款 罰則

第八章 補則

附則

政治資金規正法

第一章 総則

第一條 この法律は、政党、協会その他の団体及び公職の候補者等の政治活動の公明を図り、選挙の公正を確保し、以て民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。

第二條 この法律において選挙とは、衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法及び地方自治法による選挙をいう。

第三條 この法律において政党とは、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを本来の目的とする団体をいう。

この法律において協会その他の団体とは、政党以外の団体で政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的を有するものをいう。

第四條 この法律において公職の候補者とは、第二條の規定による選挙において、それぞれの法律の定めるところにより、候補者として

届出をし、又は推薦届出をされた者をいう。

第五條 この法律において収入とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の受託又は約束をいう。

この法律において寄附とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供與又は交付、その供與又は交付の約束で寄附、会費その他債務の履行となされるもの以外のものをいう。

この法律において支出とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供與又は交付、その供與又は交付の約束をいう。

第二章 政党、協会その他の団体

第六條 政党、協会その他の団体は、代表者又は主幹者及び会計責任者各一人を選任し、その組織の日又は第三條に規定する目的を有するに至つた日から七日以内に、これらの者の氏名、住所、生年月日及び選任年月日並びに当該政党、協会その他の団体の主たる事務所所在地を左の区分に従ひ、文書でそれぞれ当該選挙管理委員会に届け出なければならない。

一 市町村の区域において第三條に規定する目的を有する政党、協会その他の団体にあつては、主たる事務所所在地の市町村の選挙管理委員会

二 同一の都道府県の区域内で、二以上の市町村の区域にわたり、又は主たる事務所所在地の市町村の区域外の地域において第三條に規定する目的を有する

る政党、協会その他の団体にあつては、主たる事務所所在地の市町村の選挙管理委員会を経て都道府県の選挙管理委員会

三 二以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所所在地の都道府県の区域外の地域において第三條に規定する目的を有する政党、協会その他の団体にあつては、主たる事務所所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て全国選挙管理委員会

政党、協会その他の団体は、会計責任者に事故があるとき、又は会計責任者が欠けたときその職務を行うべき者を予め定め、前項の届出と同時にこれを同項の例により届け出なければならない。

第七條 政党、協会その他の団体は、前條の規定により届け出た事項に異動があつたときは、その異動の日から七日以内に、前條の例により届け出なければならない。

第八條 政党、協会その他の団体は、第六條又は前條の規定による届出がなされた後でなければ、公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の政治活動のために、いかなる名義を以てするを問はず、寄附を受け、又は支出をすることができない。但し、会計責任者が欠けた場合において、第六條第二項又は前條の規定による届出のあつた会計責任者の職務を行う者があるときは、この限りでない。

第九條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 政党にあつてはすべての寄附及びその他の収入、協会その他の団体にあつてはすべての寄附（当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と思意を通じてなされた寄附を含む。）

二 前号の寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあつては名称、主たる事務所所在地及び代表者の氏名、住所。以下これに同じ。）並びに寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、これを時價に見積つた金額。以下これに同じ。）及び年月日

三 政党、協会その他の団体のすべての支出（当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と思意を通じてなされた支出を含む。）

四 前号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

全国選挙管理委員会は、前項の会計帳簿の種類及び様式を定め、これを官報に告示しなければならない。

第十條 何人も、政党、協会その他の団体の代表者、主幹者若しくは会計責任者と思意を通じて当該政党、協会その他の団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、寄附を受け又は支出をした日から七日以内に、寄附をし、又は支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに寄附又は支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した明細

書を会計責任者に提出しなければならない。但し、会計責任者の請求があるときは、直ちにこれを提出しなければならない。

第十一條 政党、協会その他の団体の会計責任者又は政党、協会その他の団体の代表者、主幹者若しくは会計責任者と思意を通じて当該政党、協会その他の団体のために支出をした者は、一件千円以上のすべての支出について、領收書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない。但し、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

政党、協会その他の団体の代表者、主幹者又は会計責任者と思意を通じて当該政党、協会その他の団体のために一件千円以上の支出をした者は、前項の書面を直ちに会計責任者に送附しなければならない。

第十二條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、毎年四月三十日、八月三十一日及び十二月三十一日現在で、左の各号に掲げる事項を記載した報告書を、各その日の翌日から十日以内に、第六條第一項各号に定める区分に従ひ、それぞれ当該選挙管理委員会に提出しなければならない。

一 政党にあつてはすべての寄附及びその他の収入、協会その他の団体の代表者、主幹者若しくは会計責任者と思意を通じて当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と思意を通じてなされた寄附を含む。）

二 前号の寄附の中政党、協会そ

準において、それぞれの法律の定めるところにより、候補者として

の市町村の区域外の地域において第三條に規定する目的を有す

これに左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

並びに寄附又は支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した明細

二 前号の寄附の中政党、協会そ

他の団体によつてなされたもので一件千円以上（数回にわたるなされたときはその合計額による）、政党、協会その他の団体以外の者によつてなされたもので一件五百円以上（数回にわたるなされたときはその合計額による）のものについては、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日

三 政党、協会その他の団体のすべての支出（当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と思思を通じてなされた支出を含む。）

四 前号の支出の中政党、協会その他の団体によつてなされたもので一件千円以上（数回にわたるなされたときはその合計額による）、政党、協会その他の団体以外の者によつてなされたもので一件五百円以上（数回にわたるなされたときはその合計額による）のものについては、支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

前項の報告書には、それぞれ一月一日からの寄附及びその他の収入並びに支出を累計して記載しなければならない。

全国選挙管理委員会、第一項の報告書の様式を定め、これを官報に告示しなければならない。

第十三條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、左の各号の定める

ところにより前條第一項各号に掲げる事項を記載した報告書を、それぞれ当該選挙管理委員会に提出しなければならない。

一 公職の候補者の選挙期日以前における当該選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出に關するものは、選挙期日の公示又は告示の日前のもので、選挙期日の公示又は告示の日以後選挙期日前七日までのものと併せて、選挙期日前五日まで

二 公職の候補者の選挙期日前六日から選挙期日まで及び選挙期日経過後における当該選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出を選挙期日前七日までの寄附及びその他の収入並びに支出と併せて精算し、選挙期日から十五日以内

三 前号の精算届出後当該選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から七日以内

地方自治法第六十五條第一項の規定による選挙を行う場合においては、その選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出は、これをその選挙を必要とするに至つた地方公共団体の長の選挙の選挙期日経過後における運動に關する寄附及びその他の収入並びに支出とみなし、前項第二号及び第三号の規定を適用する。但し、同條の規定による選挙期日から十五日以内

内に、報告書を提出しなければならない。

第十四條 二以上の選挙を同時に又は引き続き行う場合において、いずれの選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出であるかを区分し難いときは、前條第一項の報告書にはその寄附及びその他の収入並びに支出を併せて記載しなければならない。

前項の場合における報告書の提出については、最初に選挙期日の公示又は告示のあつた日から最後の選挙期日までを選挙の期間とするものとする。

第十五條 政党、協会その他の団体の会計責任者の更迭があつた場合においては、前任者は、退職の日から十五日以内に、その担任する事務を後任者に引き継がなければならない。

前項の場合において、前任者が引継をし、又は後任者が引継を受けることができないときは、第六條第二項の規定により会計責任者の職務を行う者において引継をし、又は引継を受けなければならない。

会計責任者の職務を行う者が事務の引継を受けた後後任者に引継をすることができるようになつたときは、直ちにこれに引継をしなければならない。

前二項の規定により引継をする場合においては、引継をする者において第十二條及び第十三條の例により引継書を作成し、引継の旨及び引継の年月日を記載し、引継をする者及び引継を受ける者においてともに署名捺印し、現金及び

帳簿その他の書類とともに引継をしなければならない。

第十六條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、会計帳簿、明細書及び領收書その他の支出を証すべき書面を、第十二條又は第十三條の規定による報告書提出の日から二年間保存しなければならない。

第十七條 政党が解散したとき、又は政党、協会その他の団体が第三條に規定する目的を有しなくなつたときは、その代表者又は主幹者及び会計責任者は、その日から十五日以内に、その旨及び年月日とともに、第十二條の例により解散の日又は第三條に規定する目的を有しなくなつた日の現在で、寄附及びその他の収入並びに支出に關する事項を記載した報告書を、それぞれ当該選挙管理委員会に提出しなければならない。

第十八條 本章の規定中政党に關するものはその支部に、協会その他の団体に關するものはその支部にこれを準用する。

第三章 公職の候補者

第十九條 公職の候補者は、その選挙運動に關する収入及び支出の責任者（以下出納責任者という。）一人を選任しなければならない。但し、公職の候補者が自ら出納責任者となり、又は推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）が当該候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、若しくは自ら出納責任者となることを妨げない。

出納責任者の選任者は、文書で

出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名捺印しなければならない。

出納責任者の選任者（自ら出納責任者となつた者を含む。）は、直ちに出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び選任年月日並びに公職の候補者の氏名を、文書で当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に届け出なければならない。

推薦届出者が出納責任者を選任した場合においては、前項の届出には、その選任につき公職の候補者の承諾を得たことを証すべき書面（推薦届出者が数人あるときは併せてその代表者たることを証すべき書面）を添えなければならない。

第二十條 公職の候補者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができる。出納責任者を選任した推薦届出者において、当該候補者の承諾を得たときも、また同様とする。

出納責任者は、文書で公職の候補者及び選任者に通知することにより辞任することができる。

第二十一條 出納責任者に移動があつたときは、出納責任者の選任者は、直ちに第十九條第三項及び第四項の例により届け出なければならない。

前項の届出で解任又は辞任による異動に關するものには、前條の規定による通知のあつたことを証すべき書面を添えなければならない。推薦届出者が出納責任者を解

任した場合においては、併せて、その解任につき公職の候補者の承諾のあつたことを証すべき書面を添えなければならぬ。

第二十二條 出納責任者に事故があるとき、又は出納責任者が欠けたときは、選任者が代つてその職務を行ひ、推薦届出者たる選任者（自ら出納責任者となつた者を含む。）にも事故があるとき、又はその者も欠けたときは、公職の候補者が代つて出納責任者の職務を行

前項の規定により出納責任者に代つてその職務を行つた者は、第十九條第三項及び第四項の例により届け出なければならない。

前項の届出には、出納責任者の氏名（出納責任者の選任をした推薦届出者にも事故があるとき、又はその者も欠けたときは併せてその氏名）、事故又は欠けたことの事実及びその職務代行を始めた年月日を記載しなければならない。出納責任者に代つてその職務を行つた者がこれをやめたときは、その事由及びその職務代行をやめた年月日を記載しなければならない。

第二十三條 出納責任者（その職務を代行する者を含む。）は、第十九條第三項及び第四項、第二十一條又は前條第二項及び第三項の規定による届出がなされた後でなければ、公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義を以てするを問はず、公職の候補者のために寄附を受け、又は支出をすることができない。公職の候補者又は推薦届出者

が寄附を受けるについても、また同様とする。

第二十四條 出納責任者は、会計帳簿を備え、これに左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入（公職の候補者のために公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）

二 前号の寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日

三 選挙運動に関するすべての支出（公職の候補者のために公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）

四 前号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

第九條第二項の規定は、前項の会計帳簿について、これを準用する。

第二十五條 出納責任者以外の者で公職の候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から七日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない。但し、出納責任者の請求があるときは、直ちにこれを提出しなければならない。

前項の寄附で当該候補者が立候補の届出前に受けたものについては、立候補の届出後直ちに当該責任者にその明細書を提出しなければならない。

第二十六條 立候補準備のために要する支出並びに公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてなされる自筆の推薦状及び電話による選挙運動のために要する支出を除く外、選挙運動に関する支出は、出納責任者（出納責任者に代つてその職務を行つた者を含む。）でなければこれをすることができない。但し、出納責任者の文書による承諾を得た者は、この限りでない。

立候補準備のために要した支出で公職の候補者若しくは出納責任者となつた者が支出し、又は他の者がその者と意思を通じて支出したもののについては、出納責任者は、その就任後直ちに当該候補者又は支出者につきその精算をしなければならない。

第二十七條 出納責任者又は公職の候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、領收書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない。但し、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、前項の書面を直ちに当該責任者に送付しなければならない。

第二十八條 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に關したされた寄附及びその他の収入並びに支出について、第二十四條第一項各号に掲げる事項を記載した報告書を、当該選挙に関する事務を管理

する選挙管理委員会に提出しなければならない。

第十三條の規定は、前項の報告書について、これを準用する。

第二十九條 出納責任者が辞任し、又は解任せられた場合においては、直ちに公職の候補者の選挙運動に關したされた寄附及びその他の収入並びに支出の計算をし、あらたに出納責任者となつた者に対してその職務を行つた者に対し、引継をしなければならない。出納責任者に代つてその職務を行つた者が事務の引継を受けた後、あらたに出納責任者が定つたときも、また同様とする。

前項の規定により引継をする場合においては、引継をする者において前條の例により引継書を作成し、引継の旨及び引継の年月日を記載し、引継をする者及び引継を受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継をしなければならない。

第三十條 出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領收書その他の支出を証すべき書面を、第二十八條の規定による報告書提出の日から二年間保存しなければならない。

第四章 政党、協会その他の団体及び公職の候補者以外の者

第三十一條 政党、協会その他の団体及びその支部並びに公職の候補者以外の者で政党、協会その他の団体又はその支部のために、公職

の候補者の選挙に關し、直接に又は本人の名義以外の名義を用いて間接に一千五百円以上（数回にわたつたときはその合計額による）の支出をしたものは、支出の日から十日以内に、左の各号に掲げる事項を記載した報告書を、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。但し、第十三條規定により会計責任者において報告書を提出すべきものについては、この限りでない。

一 すべての支出

二 前号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

第三十二條 公職に在る者（公選による公職に在る者を含む。）が、公職の候補者の選挙に關し寄附をしたときは、前條の規定にかかわらず、寄附の日から十日以内に、その氏名、職業及び勤務先並びに寄附の金額、年月日及び寄附を受けた者の氏名（団体にあつては名称）を記載した報告書を、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

前項の場合において、寄附が政党、協会その他の団体のためになされたものであるときはその会計責任者、公職の候補者のためになされたものであるときはその出納責任者において、同項に掲げる事項を、その金額にかかわらず、第十三條又は第二十八條の規定により提出する報告書に併せて記載し、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

第三十三條 出納責任者（その職務を代行する者を含む。）は、第十九條第三項及び第四項、第二十一條又は前條第二項及び第三項の規定による届出がなされた後でなければ、公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義を以てするを問はず、公職の候補者のために寄附を受け、又は支出をすることができない。公職の候補者又は推薦届出者

が寄附を受けるについても、また同様とする。

第二十四條 出納責任者は、会計帳簿を備え、これに左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入（公職の候補者のために公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）

け、又は支出をすることができない。公職の候補者又は推薦届出者

任者にその明細書を提出しなければならない。

に掲げる事項を記載した報告書を、当該選挙に関する事務を管理

者以外の者で政党、協会その他の団体又はその支部のために、公職

する選挙管理委員会に提出しなければならない。

第五章 報告書の公開

第三十三條 第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條、第三十一條、前條若しくは第三十五條第三項の規定による報告書を受理したときは、当該選挙管理委員会は、全国選挙管理委員会の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。

前項の規定による公表は、全国選挙管理委員会及び参議院全国選出議員選挙管理委員会にあつては官報により、都道府県の選挙管理委員会にあつては都道府県の公報により、市町村の選挙管理委員会にあつてはその予め告示を以て定めたとの周知させ易い方法によつて、これを行う。

第三十四條 第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條、第三十一條、第三十二條若しくは第三十五條第二項の規定による報告書は、これを受理した選挙管理委員会において、受理した日から二年間これを保存しなければならない。

何人も、前項の期間内においては、全国選挙管理委員会、参議院全国選出議員選挙管理委員会又は都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができる。

第六節 寄附に関する制限
第三十五條 左の各号に掲げる者は、選挙に関し、寄附をしてはならない。但し、第一号に掲げる者

第十九節

議院運営委員会会議第三十一号 昭和二十三年五月一日

がその属する政党、協会その他の団体又はその支部に対し寄附をする場合及び当該選挙の關係区域外に在る者に対し寄附をする場合は、この限りでない。

一 当該選挙の公職の候補者
二 衆議院議員選挙法又は参議院議員選挙法による選挙に関し、は、地方自治法による選挙に關しては当該地方公共団体と、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者
三 昭和二十二年勅令第一号第三條にいう賞書該当事者

前項第一号の候補者は、選挙期日の公示又は告示の前一年間にしたすべての寄附について、寄附を受けた者の氏名（団体にあつては名称）、寄附の金額及び年月日を記載した報告書を、立候補の届出後七日以内に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

第三十六條 何人も、選挙に関し、前條第一項各号に掲げる者に対し寄附を勧誘し又は要求してはならない。

何人も、選挙に関し、前條第一項各号に掲げる者並びに外國人、外國法人及び外國の団体から寄附を受けてはならない。

第三十七條 何人も、選挙に関し、本人の名称を用いた寄附及び匿名の寄附をしてはならない。
何人も、前項の寄附を受けてはならない。

帰属するものとし、これが保管者において、國庫に納付の手續をとらなければならない。

第七章 罰則

第三十八條 政党、協会その他の団体又はその支部が第八條又はこれを準用する第十八條の規定に違反して寄附を受け又は支出をしたときは、当該政党、協会その他の団体又はその支部は、これを五千元以上十万元以下の罰金に処する。

前項の場合においては、併せて、同項の団体又はその支部の代表者若しくは主幹者その他の責任者を五年以下の禁錮又は五千元以上十万元以下の罰金に処することができ

第三十九條 左の各号に掲げる行為をした者は、これを三年以下の禁錮又は千円以上五万円以下の罰金に処する。但し、第一号乃至第三号、第五号若しくは第九号に掲げる虚偽の記入をした者又は第十号に掲げる虚偽の報告若しくは資料を提出した者に科する罰金は、五千元以上五万円以下とする。

一 第九條若しくはこれを準用する第十八條又は第二十四條の規定に違反して会計帳簿を備えず、又は会計帳簿に記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をしたとき。
二 第十條若しくはこれを準用する第十八條又は第二十五條の規定に違反して明細書の提出を怠り、又はこれに虚偽の記入をしたとき。

三 第十一條又はこれを準用する第十八條若しくは第二十七條の

規定に違反して領收書その他の支出を証すべき書面を徴せず、若しくはこれを送付せず、又はこれに虚偽の記入をしたとき。
四 第十六條若しくはこれを準用する第十八條又は第三十條の規定に違反して会計帳簿、明細書又は領收書その他の支出を証すべき書面を保存しないとき。

五 第十六條若しくはこれを準用する第十八條又は第三十條の規定により保存すべき会計帳簿、明細書又は領收書その他の支出を証すべき書面に虚偽の記入をしたとき。
六 第十五條又は第二十九條の規定による引継をしないとき。

七 第二十三條の規定に違反して寄附を受け、又は支出をしたとき。
八 第二十六條第一項の規定に違反して支出をしたとき。

九 第三十一條、第三十二條第一項又は第三十五條第二項の規定に違反して報告書の提出を怠り、又はこれに虚偽の記入をしたとき。
十 第五十二條の規定による報告若しくは資料の提出を拒み、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

第四十條 第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條若しくは第三十二條第二項の規定に違反して報告書の提出を怠り、又はこれに虚偽の記入をした者は、これを五年以下の禁錮又は五千元以上十万元以下の罰金に処する。

前項の場合において、政党、協会その他の団体又はその支部の代表者若しくは主幹者が当該政党、協会その他の団体又はその支部の会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠つたときは、これを千円以上五万円以下の罰金に処することができる。

第四十一條 第三十五條第一項第一号及び第二号に掲げる者が同條の規定に違反して寄附をしたときは、これを三年以下の禁錮又は五千元以上五万円以下の罰金に処する。第三十七條第一項の規定に違反して寄附をした者も、また同様とする。

第三十五條第一項第三号に掲げる者が同條の規定に違反して寄附をしたときは、これを六箇月以上三年以下の禁錮に処する。

第四十二條 第三十六條第一項の規定に違反して寄附を勧誘し、若しくは要求し、又は同條第二項若しくは第三十七條第二項の規定に違反して寄附を受けた者は、これを三年以下の禁錮又は五千元以上五万円以下の罰金に処する。

政党、協会その他の団体又はその支部が第三十六條第二項又は第三十七條第二項の規定に違反して寄附を受けたときは、当該政党、協会その他の団体又はその支部は、五千元以上五万円以下の罰金に処する。

前項の場合においては、併せて、同項の団体又はその支部の代表者若しくは主幹者その他の責任者を三年以下の禁錮又は五千元以上五万円以下の罰金に処することができる。

第四十三條 第三十九條、第四十條 第一項、第四十一條第一項及び前條第一項の罪を犯した者には、情状に因り、禁錮及び罰金を併科することができる。

重大な過失に因り、第三十九條、第四十條第一項、第四十一條第一項及び前條第一項の罪を犯した者も、これを処罰するものとする。但し、裁判所は、情状に因り、その刑を減輕することができる。

第四十四條 当選人がその選挙に關し第八條、第十三條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十三條若しくは第二十八條の規定の違反に關し第三十八條第二項、第三十九條又は第四十條の規定により刑に処せられたときは、その当選を無効とする。

第四十五條 公職の候補者を当選させる目的を以て、政党、協会その他の団体若しくはその支部の会計責任者又は公職の候補者の出納責任者が、第十三條若しくはこれを準用する第十八條又は第二十八條の規定による報告書の提出を怠り、又はこれらの規定により提出する報告書に虚偽の記入をしたため、第四十條の規定により刑に処せられたときは、当該候補者の当選は、これを無効とする。

檢察官は、第四十條の罪に該する事件が前項の規定に該すると認めるときは、公訴に附帶し、当該当選人を被告として訴訟を提起しななければならない。

第四十六條 衆議院議員選挙法第四十六條第二項及び第三項並びに第四百十一條ノ二の規定は、前條第

二項の訴訟に、同法第四百十三條の規定は第四十四條又は前條第一項に掲げる者が刑に処せられた場合に、これを準用する。但し、同法第八十六條第二項若しくは第三項又は第四百十三條の規定による通知又は送付は、参議院全國選出議員にあつては全國選挙管理委員会及び参議院全國選出議員選挙管理委員会又は全國選挙管理委員会及び参議院議長に、参議院地方選出議員にあつては全國選挙管理委員会及び参議院議長に、これをしなければならぬ。

第四十七條 第三十九條乃至第四十二條の罪を犯した者で、罰金の刑に処せられたものはその裁判が確定した日から五年間、禁錮以上の刑に処せられたものはその裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間又は刑の執行を受けるまでの間及びその後の五年間、この法律の規定を適用する選挙における選挙権及び被選挙権を有しない。但し、刑の執行終了の旨を宣告した者については、その期間は、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間とする。

裁判所は、情状に因り、刑の言渡と同時に前項に規定する者に対し、同項の選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又は同項の期間を短縮する旨を宣告することができる。

第四十八條 本章の罪の時効は、二年を経過することに因り完成する。

第八章 補則

第四十九條 政党、協会その他の団体の会計責任者、公職の候補者の出納責任者又はその他の者が、第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條、第三十一條、第三十二條若しくは第三十五條第二項の規定により提出する報告書には、それぞれ真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。

第五十條 第六條、第七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第十九條第三項及び第四項、第二十一條若しくは第二十二條第二項及び第三項の規定による届出書類並びに第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條、第三十一條、第三十二條若しくは第三十五條第二項の規定による報告書は、書留の取扱でこれを通信官署に托したときは、その時を以て届出又は提出があつたものとみなす。

第五十一條 この法律の執行に關し必要があると認めるときは、全國選挙管理委員会は参議院全國選出議員選挙管理委員会及び都道府県の選挙管理委員会を、参議院全國選出議員選挙管理委員会を、都道府県の選挙管理委員会を、市町村の選挙管理委員会を、それぞれ指揮監督することが出来る。この法律の定めるところにより届出又は提出があつた届出書類又は報告書に關し、調査し必要があると認めるときも、また同様とする。

第五十二條 全國選挙管理委員会、参議院全國選出議員選挙管理委員会又は都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会は、この法律の執行に關し必要があると認めるときは、政党、協会その他の団体又は公職の候補者その他の関係人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第五十三條 町村の全部事務組合は、この法律の適用については、これを一町村とみなす。

第五十四條 左の各号に掲げる経費は、國庫の負担とする。
一 第三十三條の規定による公表に要する費用
二 第三十四條第一項の規定による報告書の保存に要する費用
三 第三十四條第二項の規定による報告書の閲覧の施設のために要する費用

第五十五條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五十六條 この法律施行の際現に存する政党、協会その他の団体及びその支部で第三條の規定に該するものは、この法律施行の日から三十日以内に、第六條又はこれを準用する第十八條の規定による届出をしなければならない。

前項の期間内に届出をしたときは、当該政党、協会その他の団体及びその支部の寄附又は支出でこの法律施行の日から同項の届出までの間になされたものは、これを第八條又はこれを準用する第十八條の規定による届出後なされたものとみなす。

第五十七條 衆議院議員選挙法の一部を次のように改正する。

第一百條 削除
第一百條ノ二乃至第一百條ノ四を削る。

第四十四條に次のように加える。
五 選挙運動ニ關シ支拂フ國又ハ地方公共団体ノ租税又ハ手数料。
第五十五條乃至第九條 削除
第一百條中「千円」を「二千五百円」に改める。
第一百十二條第一項中「二万円」を「五万円」に改め、同條第二項中「三万円」を「七万五千円」に改める。
第一百十三條第一項中「三万円」を「七万五千円」に改め、同條第二項中「四万円」を「十万円」に改める。
第一百十五條中「三万円」を「七万五千円」に改める。
第一百十六條第二項中「三千元」を「七千五百円」に改める。
第一百十七條中「二万円」を「二万五千円」に改める。
第一百十八條第一項中「五千元」を「二万五千円」に改め、同條第二項中「二万円」を「五万円」に改める。
第一百二十條中「千円」を「二千五百円」に改める。
第一百二十一條第二項中「一万円」を「二万五千円」に改める。
第一百二十二條中「二万円」を「五万円」に改める。
第一百二十四條中「三千元」を「七千五百円」に改める。
第一百二十五條中「五千元」を「一万五千円」に改める。
第一百二十六條中「一万円」を「二万五千円」に改める。

十六條第二項及び第三項並びに第
百四十一條ノ二の規定は、前條第

年を経過することにより完成す
る。

し、調査に必要があると認めると
きも、また同様とする。

條の規定による届出後なされたも
のとみなす。

第百二十六條中「二万円」を「二
万五千円」に改める。

第百二十七條第一項中「五千円」
を「一万五千円」に改め、同條第二
項中「二万円」を「二万五千円」に改
め、同條第三項及び第四項中「二
万円」を「五万円」に改める。
第百二十八條中「千円」を「二千
五百円」に改める。
第百二十九條中「五千円」を「一
万五千円」に改める。
第百三十條中「三千円」を「七千
五百円」に改める。
第百三十一條中「第九十九條、
第百一條ノ四、第百五條、第百六
條又ハ第百九條」を又ハ「第九十九
條」に、「三千円」を「七千五百円」
に改める。

第百三十二條第一項中「又ハ第
百一條第四項若ハ第五項」を削
り、「千円」を「二千五百円」に改め
同條第二項を削る。
第百三十四條及第百三十五條 削
除

第五十八條 参議院議員選挙法の一
部を次のように改正する。
第七十七條第二項及び第三項を
削る。

第七十八條 削除
第八十條乃至第八十二條 削除
第八十四條第一項中「三千円」を
「七千五百円」に改め、同條第二項
中「五千円」を「一万五千円」に改
める。

第八十五條及び第八十六條 削除
第八十七條中「前三條」を「第八
十四條」に改める。
第五十九條 この法律施行の際従前
の衆議院議員選挙法、参議院議員
選挙法若しくは地方自治法により
すで行い、又はこれらの法律の

規定によりその期日を公示若しく
は告示した選挙に関しては、前二
條の改正規定にかかわらず、なお、
従前の規定を適用する。
前項の規定は、同項に掲げる選
挙以外のもので衆議院議員選挙法
第十二章の規定を適用する選挙に
ついて、これを準用する。

昭和二十三年六月十七日印刷

昭和二十三年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局